

昭和二十四年十月中官報物価号外目録

告示

●通商産業省、物価庁
●物価庁
三 ガス事業主任技術者免状交付規程指定

(一六)

(一七)

(一八)

(一九)

(二〇)

(二一)

(二二)

(二三)

(二四)

(二五)

(二六)

(二七)

(二八)

(二九)

(三〇)

(三一)

(三二)

(三三)

(三四)

(特産物)
八一九 蘭草及び蘭製品の販売価格の統制額一時適用停止
八二〇 農機具の販売価格の統制額指定
八二一 昭和二十四年以降産の麻類同定

(三三)

(三四)

(三五)

(三六)

(三七)

(三八)

(三九)

(四〇)

(四一)

(四二)

(四三)

(四四)

(四五)

(四六)

(四七)

(四八)

(四九)

(五〇)

(工業品)
八二二 液体虫毒及び晒粉の販売価格の統制額一時適用停止
八二三 タンニンキエスの販売価格の統制額指定中改正
八二四 明礬の販売価格の統制額指定
八二五 塩化カリ同上
八二六 塩化カルシウム同上

(五一)

(五二)

(五三)

(五四)

(五五)

(五六)

(五七)

(五八)

(五九)

(六〇)

(六一)

(六二)

(六三)

(六四)

(六五)

(六六)

(六七)

(六八)

(工業品)
八二七 ゴムホース同上
八二八 医薬品(加香ヒマシ油)の販売価格の統制額指定
八二九 医薬品(チアスターゼ、アルコール等)同上
八三〇 育商用加工溼床紙の販売価格の統制額指定中改正

(六九)

(七〇)

(七一)

(七二)

(七三)

(七四)

(七五)

(七六)

(七七)

(七八)

(七九)

(八〇)

(八一)

(八二)

(八三)

(八四)

(八五)

(八六)

自第八十七号

凡例

件名上の数字は告示番号、件名下の数字は上段は頁数、下段は日()内の数字は号外番号

八二二 梳毛糸及び紡毛糸の紡績加工費の統制額一時適用停止

八二四 巻煙草製造用綿製エントレロールの販売価格の統制額指定

八二六 指定

八二七 指定中改正

八二八 昭和二十四年度産及び馬鈴薯供出報奨用綿織物同上

八二九 放出綿メリヤスシヤツ同上

八三〇 綿織物同上

八三一 人造絹糸糸同上

八三二 十五万ヤード口放出毛織物中、紡毛織物の販売価格の統制額指定

八三三 足袋底用帆布の補張加工料金の統制額指定

八三四 人造絹糸糸の捲加工賃の統制額指定中改正

八三六 塗染布等除出品品に使用される織物品を販売又は委託加工する場合の統制額(適用)に関する件

八三九 輸出不適用内転作業上下段の販売価格の統制額指定

八四〇 更紗織物の販売価格の統制額指定中改正

八四一 麻織物同上

八四二 麻織物同上

八四三 麻織物同上

八四四 麻織物同上

八四五 絹糸の販売価格の統制額指定

八四六 絹糸の販売価格の統制額指定

八四七 縮緬の販売価格の統制額指定中改正

八四八 織物品同上

八四九 足袋同上

八五〇 表生地に織織物その他絹糸による製品を原材料として使用した足袋同上

八六二	同衣料製品同上	一
八六三	手編糸同上	二
八六四	メリヤス生地及び同製品同上	二
八六五	メリヤス生地及び同製品の加工賃の統制額指定中改正	二
八六八	メリヤス生地及び同製品の販売価格の統制額指定中改正	二
八六九	特別放出経織物同上	一
八七〇	織物出品規格によるステールファイバー織物同上	一
八七一	米軍拂下げ中古衣類の販売価格の統制額指定	三
八八八	棉糸の販売価格の統制額指定中改正	三
八八九	同上	三
八九三	衣料製品同上	三
八九四	手織物同上	三
八九五	同上	三
八九六	国内転用放出経織機織品の販売価格の統制額指定	三
八九七	手編糸の販売価格の統制額指定中改正	三
八九八	工業用絨の販売価格の統制額指定	三
(価格査定)		
八〇八	価格査定委員会規程中改正	一
八〇九	寒天類の価格査定を受けるべき物品として指定する等廃止	一
八一九	価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定(農機具)	三
八四〇	価格査定を受けるべき物品及び価格査定をなす者指定中改正(手織物)	三
(その他)		
七九四	昭和二十二年六月十日物価庁告示第百八十三号中改正	一